

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第 1 部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.101 22.102 22.103 22.104 22.105	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.101 機器が空気を供給する機能をもつ場合には、水がモータに入り込まない構造でなければならない。 22.102 浴槽と一体になった機器は、浴槽を空にした後に水が装置内に残ることがなく、次に浴槽を用いるときの残水は 0.5 L 又は浴槽の容積の 0.2 % のいずれか少ない方の量以下となる構造でなければならない。 22.103 渦流浴槽機器及び渦流スパは、危険になるおそれがある場合、髪の毛が吸水口の穴に吸い込まれない構造でなければならない。 22.104 可搬形機器は、小さな物体が侵入し、充電部に接触するような底面の開口部があってはならない。 22.105 渦流スパは、必要な水の清浄レベルを達成するために、水のろ過システムを組み込まなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.1 箇条 19 19.2 箇条 22 22.105A	第 1 部の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 電熱素子をもつ機器の場合、浴槽の噴出口の水温が一時的に 50 °C を超えるときは警告を表示しなければならない。 箇条 19 異常運転 19.2 電熱素子をもつ機器は、水を循環させる機能をもつ機器は水なしで、空気だけを循環させる機能をもつ機器は空気の流れを阻止して運転した場合、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、できるだけ未然に防止できる構造でなければならない。 箇条 22 構造 22.105A 電熱素子をもつ機器の場合、浴槽の噴出口の水温が一時的に 50 °C を超えるときに設ける、聴覚、視覚などによって警告を発する機構は、警告を発している間、使用者が浴槽の使用が禁止されていることを明確に認識できるものでなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き		保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		7.12 7.12.1	7.12 可搬形機器の取扱説明書には、機器の充電部を含む部分は浴槽の上方に位置してはならないことを記載しなければならない。 7.12.1 設置説明書には、次を記載しなければならない。 － 充電部を含む部分は、浴槽内の人が触れることができてはならない旨 － 配線規則に従う方法の詳細及び機器の固定方法の詳細 浴槽と一体になった機器に関する設置説明書には、次を記載しなければならない。 － 機器を設置する床は、予測する負荷を支持できなければならない。 － 水がオーバーフローしないようにするために、適切な排水システムを備えなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.16 23.3 25.14 箇条 31	箇条 22 構造 22.16 自動式巻取り機構は、耐久試験の結果、異常を生じてはならない。（第1部の規定による。） 23.3 内部配線は、折曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。（第1部の規定による。） 25.14 シースなしの平形電源コードは、折曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。（第1部の規定による。） 箇条 31 耐腐食性（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き					腐食によって機器がこの規格に適合しなくなるおそれがある鉄製の部分は、防錆対策を十分に施さなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.1 6.2 箇条 21 21.1	第 1 部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 6 分類 6.1 機器は、感電に対する保護に関し、次のクラスでなければならない。 一定格電圧が 150 V を超える場合、可搬形機器はクラス II、据置形機器はクラス 0I、クラス I 又はクラス II 一定格電圧が 150 V 以下の機器は、クラス 0I、クラス I、クラス II。 6.2 浴槽と一体になった機器、浴槽内の人が充電部を含む部分に触れる可能性がある機器及び洗い場に設置する機器は IPX5 以上、浴槽内使用機器は IPX7 以上、その他の機器は IPX4 以上でなければならない。 箇条 21 機械的強度 21.1 屋外用のものは、24 時間、-10 °C の温度で前処理した後、衝撃試験に耐えなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものと	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 30 30.1	第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 30 耐熱性及び耐火性 30.1 軟化することによって感電の危険が生じるおそれが	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き		する。			ある場合、殺菌用電解槽の電極保持部は十分な耐熱性をもっていないなければならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 22 22.101 22.104	第 1 部の第七条第 1 号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.101 機器が空気を供給する機能をもつ場合、水がモータに入り込まず、かつ、水が充電部又は基礎絶縁に接触しない構造でなければならない。 22.104 可搬形機器は、小さな物体が侵入し、充電部に接触するような底面の開口部があってはならない。	
第七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 22 22.33	第 1 部の第七条第 2 号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.33 浴槽内の人が触れるおそれがある操作部などの部品及び浴槽内使用機器は、12 V 以下の安全特別低電圧によって供給しなければならない。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条 22 22.101	第 1 部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.101 空気を供給する機能をもつ機器は、逆流防止弁を一つずつ無効にする試験後、絶縁上に、沿面距離及び空間距離が規定する値未満に減少するおそれのある水の痕跡が	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					あってはならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 箇条 19 30.2	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。） 木材一般、油に接触する部分の上限値は、表 3 に規定する値を超えてはならない。 箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、炎、危険な量の可燃性のガスが機器から漏れてはならない。 30.2 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもっていなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.8 箇条 19 19.13	第 1 部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 温度上昇 11.8 電熱素子をもつ機器の場合、浴槽の噴出口の水温は 50℃以下でなければならない。 箇条 19 異常運転 19.13 浴槽を水で満たして異常運転する試験の場合には、水を加熱する機能をもつ渦流浴槽機器、及び渦流スパの噴出口の水温は 55℃以下でなければならない。	
第十一条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計そ	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	20.1 20.2	20.1 固定形でなく、かつ、手持形でもない機器で、床上又は卓上で用いる機器は、十分な安定性をもっていなければならない。（第 1 部の規定による。） 20.2 機器の運動部は、通常使用時に人体を傷害から適切	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き		他の措置が講じられるものとする。		22.14	に保護するように配置されているか、又は外郭で囲って なければならない。（第1部の規定による。） 22.14 機器には、通常使用時又は使用者による保守の際に 危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があ ってはならない。（第1部の規定による。）	
				22.15	22.15 可とうコード用の巻付けフックその他これに類す るものは滑らかでなければならない。（第1部の規定によ る。）	
				23.1	23.1 配線路は、滑らかでなければならない。（第1部の 規定による。）	
				25.9	25.9 電源コードは、機器のとがった部分又はとがった角 に接触してはならない。（第1部の規定による。）	
第十一 条第2項	機械的危険源に よる危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部から の機械的作用によって生じる危険源によっ て人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与 えるおそれがないように、必要な強度を持つ 設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	20.2	20.2 保護外郭、ガードその他これに類するものは、十分 な機械的強度をもっていなければならない。（第1部の規 定による。）	
				箇条 21	箇条 21 機械的強度（第1部の規定による。） 機器は、十分な機械的強度をもっており、通常使用時に予 想される手荒な扱いに耐えるような構造でなければなら ない。	
				22.11	22.11 充電部、湿気又は運動部への接触に対する保護のた めの着脱できない部分は、通常使用時に生じる機械的応力	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				23.3	に耐えなければならない。(第1部の規定による。) 23.3 通常使用時に外力が加わる電気接続部及び内部導体に過大な応力が加わってはならない。(第1部の規定による。)	
				25.22	25.22 機器用インレットは、コネクタを挿入及び取外した場合に、端子のはんだ付け部に機械的応力が加わらない構造でなければならない。(第1部の規定による。)	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転 (第1部の規定による。) 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。	
				22.22	22.22 機器は、アスベストを含んではならない。(第1部の規定による。)	
				22.23	22.23 機器には、PCB を含んだ油を用いてはならない。(第1部の規定による。)	
				22.41	22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。(第1部の規定による。)	
				箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性 (第1部の規定による。)	
第十三 条	電気用品から発生される電磁波による危害の防	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	箇条 22	第1部の第十三条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造	
				22.105B	22.105B 殺菌灯をもつ機器は、殺菌灯の光線が直接外部に	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	止				漏れない構造でなければならない。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	19.7	19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度が表 8 に規定する値を超えてはならない。（第 1 部の規定による。）	
				19.9	19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。（第 1 部の規定による。）	
				22.40	22.40 遠隔操作作用の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。（第 1 部の規定による。）	
				22.49	22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。（第 1 部の規定による。）	
				22.50	22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。（第 1 部の規定による。）	
				22.51	22.51 機器上には、機器が遠隔操作作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。（第 1 部の規定による。）	
				30.2.3	30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	不意な始動により、湯水や空気を吸込又は吐出することによる危害は一般的に想定しがたく、非該当が妥当と考える。
第十五条第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 20.2 22.10	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。 20.2 自己復帰形温度過昇防止装置及び過負荷保護装置が何かの拍子に閉状態になった場合に、それが危険を引き起こす引き金となってはならない。（第 1 部の規定による。） 22.10 機器に内蔵する自動開閉装置の動作によって、電圧維持下の非自己復帰形温度過昇防止装置が復帰してはならない。（第 1 部の規定による。）	
第十五条第 3 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	不意な停止によって、一般的に、

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項 続き	害の防止	それがないものとする。				人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 箇条 19 25.8	箇条 10 入力及び電流（第 1 部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があってはならない。 箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。 25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、表 11 に規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 電子的スイッチを持つ機器には、イミュニティ試験を実施する。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.1	第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 警告時、浴槽が使用禁止である旨は、利用者が見やすい場所へ警告表示しなければならない。	
第二十条第 1 項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き		標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-60：2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれに類する機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3項 続き		(ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上